

* 地域包括支援センターの初回相談の流れ

来所又は電話相談



当日の、電話・相談
「受付担当職員」
が対応します



自宅訪問・本人との面談



地域包括支援センターに配置されている、保健師（看護師）・主任ケアマネジャー・社会福祉士等の専門職、介護支援専門員が訪問し、本人の状況の確認をします。
* 事前にサービス利用が明確な場合には、担当のケアマネジャーと一緒に伺います。

【介護保険申請手続き代行・サービスの調整】
介護保険の説明・申請のお手伝いをします。
要支援 1・2 の方の、通所リハビリ（デイケア）・福祉用具レンタルや購入・訪問看護・ショートステイ・住宅改修・グループホーム・身体介護を伴う訪問介護サービス等、状況に応じたサービス利用の調整を行います。

【介護予防・日常生活支援総合事業の利用】
要支援 1・2 の方、又は基本チェックリストを実施し該当する項目がある場合には、改善目的でのサービスが利用できます。広島市が受託を受けている、訪問型サービス、通所型サービス利用の調整をします。

【居宅介護支援事業へ紹介】
訪問した結果、介護保険での要介護相当と思われる方や居宅介護支援事業への委託を希望された方は、今後の支援がスムーズにできるように、引き継ぎを行います。

【専門職員の対応】
必要に応じて、成年後見制度や認知症疾患センター等、専門機関等への紹介やお繋ぎをします。



介護保険サービスを利用される場合には、担当のケアマネジャーを決めて、継続的に支援いたします。

相談内容に応じて、訪問した専門職・介護支援専門員が、居宅介護支援事業への委託や引継ぎ・専門機関との連携、地域の活動等へお繋ぎします。

